「食の安全」の確立めざして

－　餃子事件を踏まえての生協労連の政策づくりへのたたき台（第４版）　－

2008 年 12 月 11 日

生協労連第 409 回中央執行委員会

【はじめに】

生協労連は 2 月に開催した第 400 回中央執行委員会で、「中国製冷凍餃子の中毒事件にたいする認識と当面の方針」確認し、全国の単組に発信するとともに、「食の安全」に関する政策を確立していくことを表明した。その後書記局や三役会議、中央執行委員会、中央委員会、定期大会などで議論をおこなうなかで、政策文書として「たたき台」の加筆･修正を加えてきた。

この文書は、事故米の不正流通をはじめとしたさまざまな食の安全にかかわる事件･事故が起きている中で、生協労連第４１回定期大会に提起した「たたき台（第３版)」と、１１月に開催した「『食の安全』を考えるシンポジウム」に提起した「補足」、さらにシンポジウムの内容を加味して「たたき台（第４版)」としてつくりなおした。

なお、「たたき台」については今回の第４版をもって完了とし、今後はこれらの問題提起に沿った個別の行動提起と、生協労連の次期中期計画づくりに産別政策として反映させることとしたい。引きつづき、率直な意見や感想をいただければ幸いである。

【もくじ】

Ⅰ．餃子事件などに対する生協労連の対応経過

Ⅱ．餃子事件とその後をめぐる状況

１．日本生協連「第三者委員会」の最終報告

２．餃子事件を受けておこなわれた日生協総会

３．餃子事件の真相究明は再び闇の中へ

４．後を絶たない「食の安全」をめぐる事件･事故

５．全国の職場の状況と労使関係への影響

６．地連･単組の取り組み

Ⅲ．一連の「食の安全」をめぐる事件･事故から導き出された問題は何か

【１】問われたこと、明らかになったこと

【２】生協労連のめざすもの　～「食の安全は、職の安全から」～

Ⅳ．具体的な課題に対する生協労連の問題提起

【１】．国の政策の問題について

１．検査･検疫体制について

２．農政について

３．消費者行政について
４．国際関係について
５．労働行政について
【２】生協に求められていること、取り組むべきことは何か
１．生協の信頼は「公開」「正直」「参加」が基本
（１）組合員への正直な対応とコミュニケーションが生協への信頼を高める
（２）今こそ生協は、本気で組織運営改革をおこなわなければならない
（３）今こそ組合員視点での「生協改革」を
２．「安心･安全」を求める社会的な事業体としての一般的な責務
３．生協が社会的責任を果たす上での３つの視点
（１）協同組合としての責任、ＩＣＡの一員としての責任
（２）2 千万組合員を抱える消費者団体としての責任
（３）総供給高 3 兆 4 千億円、食品販売シェア 5%を持つ一大流通グループとしての責任
４．「農業」と「食」についての日本生協連の考え方の再構築も求められる
５．10 万人直雇用労働者(委託･派遣などを加えると更に多くの労働者)を抱える使用者としての責任も果たすべき
６．取り組みをおこなうにあたって留意すべき事項
（１）安易な「チャイナフリー」はすべきではない
（２）「低価格」と「安全」は二律背反ではない
【３】労働組合が主体的に取り組む課題として
１．「モノの言える職場」をつくることから
２．食と流通を専門に扱う職員集団としての、高い専門性の構築が求められる
３．「安全の確立」と労働組合の役割
４．すべての過程における労働の公平さを求めるたたかいへ
５．見えてきたディーセント・ワークの重要性
６．今後労働組合としても深めていかなければならない視点
（１）農業と環境の観点から
（２）労働と環境の観点から

Ⅴ．具体的な今後の進め方について

【１】生協労連としての今後の進め方
１．2009 年春闘に向けた当面の進め方について
２．中長期的な政策づくりに向けて
【２】地連･単組の取り組み

Ⅰ．餃子事件などに対する生協労連の対応経過

1 月 30 日に明らかになった農薬メタミドホスによる「中国製冷凍餃子の中毒事件」は、日本全国に激震が走った。事件発生以来、全国の生協では、被害にあわれたご家族の方々へのお詫びと誠実な対応、被害の拡大防止を最優先しての消費者（生協組合員）への説明と対応、情報の公開、検査体制の強化などを実施した。初期段階での対応の遅れや情報の不徹底なども指摘されたが、わたしたちのなかまは、昼夜を分かたず、消費者（生協組合員）の怒りや苦情を受け止めながら、真摯に、そして精一杯の対応をおこなってきた。

各単組も、奮闘している労働者に寄り添い、相互に激励しあうことができるよう、努力してきた。全国の生協に関わるすべての労働者の奮闘にたいして、心からの敬意を表します。

生協労連では事件が明らかになった翌日の 1 月 31 日に桑田委員長名で、①生協理事会による生協組合員への対応への要望、②現場と職員に対する生協理事会の対応、③情報収集と生協労連への情報集約を、全国の単組ですすめることを要請とした「『中国製冷凍餃子中毒事件』における当面の対応について」を発信した。そのうえで生協労連としては、この事件を日本の食の安全にたいする重大な問題として認識し、食の安全･安心の確立に向けて全力をあげることを表明し、方針の確立と具体化をはかるための問題提起をおこなってきた。

【餃子事件などに対する生協労連の対応経過と関連する事項】

1 月 30 日：「餃子事件」がマスコミ報道される

1 月 31 日：「中国製冷凍餃子事件における当面の対応について」（委員長名）発信
前日に発生した事件を受けての当面の対応を発信

2 月 7 日：「中国製冷凍餃子の中毒事件にたいする認識と当面の方針」発行
第 400 回中央執行委員会でこの事件を日本の食の安全にたいする重大な問題として認識し、食の安全･安心の確立に向けて全力をあげることを表明し、当面の方針を確認

2 月 13 日：「中国製冷凍餃子の中毒事件の原因究明を求める要請」実施
「なくせ貧困！2.13 総行動」に衆参の厚生労働委員などに対し、「働くルール署名」と合わせ要請書を提出。

2 月 29 日：生協労連中央執行委員会と日本生協連との懇談

3 月 22 日：「たたき台」第１版発行（書記局）
餃子事件の背景と本格的な問題解決をはかるための政策づくりのたたき台として発行

4 月 11 日：日本生協連・冷凍ギョーザ問題検証委員会（第三者委員会）が「中間報告」を発表。

5 月 30 日：日本生協連・冷凍ギョーザ問題検証委員会（第三者委員会）が「最終報告」を発表。

6 月 11 日：「たたき台」第２版発行（書記局）
第 85 回中央委員会に向け、この事件を契機として浮かび上がってきた問題とこんごの生協と労働組合の課題について整理

6 月 12～13 日：日本生協連第 58 回通常総会で食の安全の確立を含む年度方針を採択。

（7 月　「魚秀」と「神港魚類」が、中国産ウナギを「愛知県三河一色産」と偽装し出荷したことが発覚）
（8/27 「青森県果工」によるりんご果汁の産地偽装が発覚）

8 月 28 日：「たたき台」第３版発行（中央執行委員会）

第 41 回定期大会に向け、これまで出された意見を踏まえて加筆

（9/5　「三笠フーズ」が非食用の事故米を食用に転売していたことが発覚）
（9/10 「丸共」が中国産たけのこ水煮を国産と偽って販売していたことが発覚）
（9/20 中国から輸入した加工食品の原料に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが判明）
（10/7 つぶあんから「トルエン」「酢酸エチル」が検出）
（10/15 中国産冷凍いんげんから農薬「ジクロルボス」が検出）
（10/24「CO・OP カップラーメン（しょうゆ味）」から「パラジクロロベンゼン」「ナフタレン」を検出したことを日生協が公表　→「移り香」問題）
（10/26「伊藤ハム東京工場」の工場内井戸水から「シアン化物イオン」「塩化シアン」が基準値を超える値で検出され、同工場製造の「CO・OP 国産ポークウインナー細挽きタイプ」を回収）
（10/29「ﾕｰｺｰﾌﾟ PB あらびきポークウインナー」から「トルエン」を検出）
（11/4 「CO・OP 国産さといも」に中国産原料の使用が発覚）

11 月 22 日：「『食の安全』を考えるシンポジウム」開催

シンポジウムでは第３版以降に発生した事例を踏まえた補足文書を出して問題提起。講演とパネルディスカッション。

Ⅱ．餃子事件とその後をめぐる状況

１．日本生協連「第三者委員会」の最終報告

「日本生協連・冷凍ギョーザ問題検証委員会」（以下「第三者委員会」）は２月以降 9 回にわたる委員会を開催し、４月 11 日に「中間報告」を、５月 30 日には「最終報告」をそれぞれ発表し、日本生協連に提言した。

この提言は「日本生協連の食品の安全性確保に関する課題を大きな視点からまとめた。具体的な食品安全管理機能やクライシス・マネジメントは日本生協連自身の業務改革や会員生協を含めた議論の中で構築するものと考え、具体的な方策や詳細な内容については、本報告書では触れていない」として、日本生協連にこの提言を受けて主体的に取り組むことを求めている。

また、「今回の事件は、通常の衛生管理や品質管理の問題を超えた高濃度の農薬に汚染された冷凍ギョーザが原因となっており、生協のみの対策では今回のような事件の発生や被害の拡大を防ぎきれないことは明らか」であるとして、「本委員会では日本生協連への提言にとどまらず、社会的システムにも言及する」としている。

２．餃子事件を受けておこなわれた日生協総会

６月 12～13 日に行われた日本生協連第 58 回通常総会は、餃子事件をうけて内外の高い注目のもとに開催された。総会では、第三者委員会の最終報告を受け、日本生協連としての今後のコープ商品の安全の確立を目指した具体的な行動計画を提起し、同時にこの課題を全面的に優先してすすめることで、2010 年ビジョンに掲げた、コープネットと日生協の事業共同化を先進事例としながら全国で展開することをはじ

めとした多くの事業計画については、「足元を固める一年と」するために、当面凍結することとした。

総会ではこれらを含むすべての議案は圧倒的多数で採択されたものの、その一方で総会の来賓挨拶に立った厚生労働省の中村秀一 社会･援護局長からは餃子事件に関連して、「担当者の意識がコープ商品の卸売事業者としての「事業者」「供給者」サイドに傾斜してしまっていると思われる。消費者団体としても意識しなければならないのではないのか。コープ商品にこだわりすぎの感がある。コープブランドであろうがなかろうが、（生協が）供給するすべての商品に責任を持つべきである。傷ついたのはコープブランド、コープ商品ではなく、生協そのものではないのか。「出資･利用･運営」の三位一体こそが生協に期待されているのではないか。市場セクターへの対抗軸としての立場であり、社会福祉の中でも期待される立場として、生協にはがんばっていただきたい」と異例ともいえる苦言が呈された。

さらに、6月23日付け「日経ＭＪ」には、餃子事件後、北海道産原料を使用した餃子と食パンを開発し販売したコープさっぽろの例をあげながら、今回の日生協総会での論議の様子を記事にしている。「参加した各生協関係者の反応は決してすっきりしたものではなかったように見える。『安全策に懸命なのはわかるが...』としつつ、『説明などに親切さが欠ける』『自分たちも含め、これが生協の限界か』との声が聞かれた。あえて言えば、『難しくてもビジョンを語ってほしかった』『頑張ろうという思いになれなかった』との声にあったように、『夢』や『意気込み』に欠けていたからかもしれない。（中略）各地生協には、苦悩する地域の将来を見据えた時、地元他産業と連携した商品開発が必要との思いが強まっている。」

３．餃子事件の真相究明は再び闇の中へ

一方、餃子事件に関する日中両国の捜査協力は破綻し、4 月 12 日には、警察当局が国内の捜査については事実上の終了を発表したが、その後中国国内で回収された天洋食品のギョーザを６月中旬に食べた複数の中国人が、メタミドホスによる中毒症状を起こしていたことが明らかになった。このため一旦は暗礁に乗り上げた真相究明を、改めて日中両国の協力でされることが期待されたものの、9 月の福田政権崩壊とともに立ち消えとなってしまっている。

４．後を絶たない「食の安全」をめぐる事件･事故

餃子事件以降も、食の安全をめぐる事件･事故が頻発している。冷凍インゲンにおける殺虫剤混入や食肉加工品におけるトルエン混入による健康被害も発生し、また、輸入米における事故米不正流通問題や中国製乳製品へのメラミン混入問題など、次々に新しい問題も起こっている。さらに、うなぎなどの産地偽装、飛騨牛の等級偽装などなど、偽装事件も後を絶たない状況となっている。食品ではないが、日本生協連の通販カタログ「くらしと生協」で扱ったカシミアセーターの混入率偽装の問題も発生している。

５．全国の職場の状況と労使関係への影響

全国の生協職員は、餃子事件発生直後からお詫び、回収、お叱りや問い合わせへの対応、行政やマスコミへの対応など、昼夜を分かたず奮闘してきた。

全国の生協では当面のキャンペーンやおさそい活動の休止、また事業計画の変更なども余儀なくされた。関東ではコープネット、ユーコープの事業統合計画や４生協(とうきょう、さいたま、ちば、かながわ)統合も当面の間凍結されることになった。

事業的には一時的に供給を大きく落としたが、生協としても事件直後から正直に、かつ愚直に組合員に対応し、また各地でタウンミーティングや聞き取りを重ねるなどの取り組みをしてきたこともあって、トータルとしては 2007 年度決算において危機的状況までに至る単協は発生しなかった。

しかしこの事件によって当該する単協を中心とした組合員の脱退増、第 4 四半期の組合員拡大活動が事実上中断したこと、さらにこの間の金融危機に端を発する景気後退もあいまって、2008 年度上半期は全国的に経常剰余を大きく落とし、赤字転落となる生協も出てきている。

これらのことは労使関係にも大きな影響を与えた。予算組みが出来ないなどの理由による回答遅延や交渉日程のずれ込みなどの影響、年間協定での一時金要求をおこなった単組に対して、夏季のみの回答しか出せない状況も発生している。08 年末一時金平均月数は正規･パートともに前年を割り込む状況となっている。

６．地連･単組の取り組み

08 春闘では、餃子事件を契機とした、生協の事業執行に対する労働者（労働組合）からの牽制や提言を労使交渉の重点とする単組が増加した。「食の安全」「生協の信頼回復（生協のあり方)」「職員の働き方の改善（過重労働に対する心身のケア)」などの項目について、労組員へのアンケートやヒアリングなどをおこない、進めてきた。さらに、困難な事態をなかま同士で励ましあいながら乗り越えていこうというとりくみも各地で見られた。結果的に、労働者・労働組合の奮闘により、すべての単組でこの事件を理由にした賃金、一時金の切り下げはおこなわせず、少なくない単組がベアの獲得や、特に均等待遇に向け非正規労働者の労働諸条件の改善を勝ち取ったことは評価できることである。一方で、08 春闘ではパート法や最低賃金法の改定を追い風に、非正規労働者の均等待遇に向け攻勢的に打って出ようとしていたが、春闘期間中多くの職員が事件対応の業務に追われたこととあわせて、「生協が加害者となった」ことによって物理的にも精神的にも自粛せざるを得ない面もあったため、不十分なとりくみとなってしまった課題もある。

08 秋闘に結び付けても単組･地連では労組内論議や労使でのやり取りがおこなわれた。関東地連では定期大会の講演で、また東海地連では労働学校の分科会でそれぞれこの問題について取り上げている。東海地連では「食の連関がグローバルになっており、労働組合の活動もグローバルな視点が必要。まともな生産のためのまともな労働を、社会的に確立しようという呼びかけがされた事で、人権と食の安全は一体のものという認識は持てたのではないか？この分科会で学んだ事が、生協外の労働者に働きかけるきっかけにする事が大事」と総括している。この間生協労連として提起をおこなってきた視点が、「食」を専門とする生協で働く労働者と、これら労働者で組織する労働組合が持つべき視点として、徐々にではあるが浸透しているのではないかと思われる。

ただしこの間の金融危機とあいまって世界的に景気が後退している中で、生協経営は剰余の大幅予算未達、もしくは赤字経営に転落するなどの困難に直面している。長時間労働、サービス残業はもとより、賃金･一時金や労働諸条件の切り下げ、さらには雇用調整（希望退職など)、「まともな労働」を確立するどころか逆行する方向で事態は進みつつある。2009 年春闘はこのような厳しい情勢の中ではあるが、食の安全の確立が、そこにかかわるあらゆる人々の人権の確立に結びつくような旺盛な議論が必要であるといえる。

さらに、私たちのなかまが他の労働組合や団体から、この間の論議やとりくみにつ

いての講演や報告を要請されるケースも出てきている。こうしたことをきっかけとして、幅広い論議が巻き起こりつつあるといえる。

【地連・単組・部会のとりくみ一覧】
東北地連：地連生協研究会での学習
コープネット･ユーコープの 10 単組：統一見解の発表（4/26）
かながわ：「生協を考える連続講座」の開催（07 年から継続）
連続講座の記録冊子「生協の“いま”を考える」の発行（10 月）
日本生協連：労組員アンケートの実施と労組からの問題提起（10/18）
関東地連：地連生協研究会での議論（3/26）
地連定期大会で「食の安全と人権」についての記念講演（8/23）
「10.19 反貧困集会」の「食の危機」分科会への協賛（10 月）
しずおか：生協のとりくむ「食とくらしの Human Rights 研究会」への参加
名勤：労組員アンケートの実施（4 月）
東海地連：地連労働学校分科会での学習討論（9/20）
よどがわ：結成 25 周年記念講演「食の安心･安全から考える労働組合の課題」（12/6）
おかやま：食の学習会を実施
中四国地連：神戸港港湾調査を計画中
かごしま：労使共催でシンポジウムの開催（4/26）
青年部会：「青年部会メールニュース」による現場の状況と激励の発信

Ⅲ．一連の「食の安全」をめぐる事件･事故から導き出された問題は何か

【1】問われたこと、明らかになったこと

今回の餃子事件を、生協労連と全国の単組は食の安全の危機、信頼の危機と捉え、事件直後からさまざまな対応をおこなってきた。

さらに事態が進むにつれ、餃子事件は単独の問題ではなく、この事件を契機に実に広範な問題提起がなされていることがわかった。さらに一連の「食の安全」をめぐる事件･事故をも踏まえ、問われたこと、明らかになったことは何なのか。

①商品のみならず生協そのものの信頼、ひいては存在意義が問われた、ということ
②食の安全に関する問題点が浮き彫りになったこと。特に、グローバルな社会における日本（社会全体、行政）の脆弱性が露呈した、ということ
③さらにこの事件を通じては、「食」にかかわる問題にとどまらず、くらしの問題、消費者の課題、そしてすべての過程における労働者の働き方にいたるさまざまな問題を突きつけられた、ということ。それは消費者の課題においては「安全を求めることは消費者の権利であり、消費者自身がその権利意識を高めなければならない」ということが明確になったことであり、また労働者の課題においては「すべての労働過程におけるディーセント・ワークの確立が不可欠であること」が明らかになったことである。

【2】生協労連のめざすもの　～「食の安全は、職の安全から」～

私たち消費者が「安くて安全でおいしいものを食べたい」と思うことは当然の権利である。では、どうすればそれが実現できるのか、をこの機会に私たち自身も考えて

いかなければならない。
餃子事件では、①商品のみならず生協そのものの信頼・存在意義が問われ、②グローバル社会における日本のぜい弱性が露呈し、③食だけでなくくらし・消費者・働き方にいたるさまざまな問題を突きつけられた。「食」と「流通」を専門とする労働者を組織する生協労連として、産業政策の策定と運動化は避けて通れないと判断した。
一方、これまで、知らず知らずのうちに、国内外の農民や非正規労働者らの犠牲（低賃金、長時間やサービス労働、場合によっては児童労働や奴隷労働）の上で、商品の安定供給と価格維持、そして安全･安心は確保されてきた。このことは根本的に転換されなければならない。
ここで突きつけられたものは、すべての労働過程に関わる労働者の問題として、まさに「人権」の問題に繋がる。ディーセント・ワークとフェアトレードを基本に据え、彼らの人権とはたらくルールが確立されなければならない。ディーセント・ワークの確立をめざす生協労連として、避けて通れない中･長期的な政策課題として取り組む必要があるとの認識を、この間の論議で確認している。

Ⅳ．具体的な課題に対する生協労連の問題提起

餃子事件の発生から半年以上経つが、その後も「食の安全」をめぐる事件･事故が頻発している。これらも踏まえた上で問題点を改めて整理する。
いま、温暖化や世界的な不作、サブプライムローン問題を発端にした穀物への投機に伴う高騰などが同時に進行している。世界の飢餓人口が増加し、輸出制限など自国生産の食糧の「囲い込み」もおきている。食糧自給率がカロリーベースで 40％と極めて低い日本においては、そもそも食糧を安定的に確保できるのか、深刻な問題なのである。「安い海外生産品を輸入して、低価格商品を供給する」時代から、「お金を出しても食糧を輸入できない」時代に入りつつある、ということである。「何でもいいから手に入ればいい」という状況に陥ったとき、「食の安全」をどうのこうのという議論は、おそらく消え去るであろう。
また生協という狭い範囲においても、そういう時代が到来することを見越した商品政策の転換が必要なのではないのか。少なくとも、この問題と商品政策を絡めた議論が開始されても良い時期に来ていると思われる。そういう観点からも、「食の安全」の問題を議論するときに、日本の農業、自給率向上の問題を「別問題」と言い切るわけにはいかないと私たちは考える。

【1】．国の政策の問題について

１．検査･検疫体制について

中国製冷凍餃子事件や、食品のタンパク質含有量を水増しするために使われたメラミン混入事件、食品への農薬や殺虫剤の混入事故などを契機として、食品メーカーや外食産業といった「食」を扱う企業は自己防衛に乗り出している。但し、相応のコストを企業としてかけざるをえないほど、「安全」な食品を供給することが困難な状況を生み出している実態があることは事実であり、またそれは世界的規模に波及している。食料調達や工場を海外に多く展開している企業は、検査や点検体制を強化している。日本生協連の品質保証体制の強化も同様である。しかし一企業の自己責任にゆだねるだけでは、コスト的にもその範囲も限度があろう。何より、極めて脆弱な行政に

よる検疫体制、検査体制の抜本的な強化は不可避である。

２．農政について

農政については、現在食料自給率 40%という、先進国中最低であり、かつずば抜けて低い状態を転換させる必要があるが、なんらの手立てがなされているとは思われない。また、米は減反を余儀なくされているにもかかわらず生産費用を大きく下回る平均生産者米価の実態があり、また農業で食べていけない状態に追い込まれ、やむなく離農するといった事例も後を絶たず、耕作放棄地も増加している。これでは食料自給率の向上は目指せるべくもないが、「自立」の名のもとに将来展望のないままにおかれているのが農業従事者の現状である。大胆な農業従事者への保護、後継者や新規農業従事者への育成と資金面を含む援助などを含む農政の転換が求められている。

特に事故米による不正流通の問題は、冷凍餃子から検出されたものと同じ農薬「メタミドホス」がこれらの米から検出されたことから、生協で働くものとしては、まさに「青天の霹靂」との思いで受け止めた。この事件の直接の責任は、事故米を一般米として転売して利ざやを稼いだ三笠フーズなどの業者にあることは明白だが、何よりも事故米の多くはミニマムアクセス米（ＭＡ米）であったこと、その事故米を「工業用のり」として転売しながらも極めて甘いチェック体制で横流しを見過ごし、ここまで被害を拡大させ、さらに現場労働者に本来必要のない業務を労働者に負わせ、善意の業者に甚大な被害を負わせ、また消費者を混乱に陥れた行政の責任は重大である。

さらにこの間、農林水産省が事故米を「極力主食用に」売却することを容認し、その売却方法も定める総合食料局長通知（2007 年 3 月 30 日付「物品（事業用）の事故処理要領」）を発出していたことが判明しており、農水省の責任は極めて重いものである。

３．消費者行政について

これまでの小泉・安倍内閣に見られた、市場原理主義、企業利益優先の考え方は、企業の過去最高利益の更新を生み出し、「いざなぎを超える好景気」と呼ばれたが、その実態は圧倒的な国民にとっては全くといっていいほど労働分配率の向上や個人商品の増加に結びつかず、格差と貧困を拡大しただけのものとなった。

福田内閣は、この市場原理主義に基づく政策を事実上転換して消費者・生活者重視の政策に舵を切らざるを得なくなり、「国民安心プロジェクト」を提唱し、また象徴縦割りの消費者行政を「消費者庁」の創設によって一元化することも提起された。しかし政党･政治家の都合で消費者庁設置法案の国会議論が先送りとなっていることは極めて遺憾なことであり、早急にきちんと論議すべきである。

４．国際関係について

今回の餃子事件では、原因究明のための国際協力は事実上破綻し、その未熟さが露呈したといえる。食料自給率が低く、その多くを輸入に頼らざるを得ない日本としては、他国（特に日本への輸出国）との協力がなければ、日本に輸入される水際の体制を強化したとしても、その安全の確保は困難であろう。日本がイニシアチブをとって、各国との水際はもとより事件発生時の協力体制を構築すべきである。

また特に発展途上国における農業や商品生産が、持続可能なものになっているのかどうか、必要に応じてその支援もおこなうことが求められる。日本政府はいま起こっている世界的な食糧危機に対して、アフリカの食糧生産の向上を進めるために数千億円単位の支援をおこなうことを発表しているが、それが一過性のものとならないよう、

注意していく必要がある。さらにフェアトレード（国際的な公正取引）[注①]への転換に向けた支援も求められる。

５．労働行政について

今の日本は、無法な競争にさらされている実態がある。抜本的な労働規制の強化、最低賃金の大幅引き上げ、均等待遇の実現など、今こそ日本政府と日本企業はそれぞれ、「働くルール」が確立され、国際的な労働基準にのっとった企業活動がおこなわれならばならない。

【2】生協に求められていること、取り組むべきことは何か

１． 生協の信頼は「公開」「正直」「参加」が基本

（1）組合員への正直な対応とコミュニケーションが生協への信頼を高める

この間、「食の安全」にかかわるマスコミ報道が増えているが、とりわけ餃子事件以来、生協の商品、もしくは生協店舗が取り上げられることが多くなっている。その中にはこれまでマスコミに取り上げられなかったような事例（表示漏れや残留農薬など）も報道されることも増えており、そのことで「生協は最近事故が多い」と捉えられている側面もある。

このことについては、世の中（消費者）の「食の安全」に対する関心が高まっていることとして前向きに捉えるべきであろう。実直な対応と情報提供を続けていくこと、そして、生協（職員）と組合員とのコミュニケーションを高めていくことこそが、生協への信頼を高めることとなると思われる。カップラーメンの「移り香」問題において、過去同様の事例が多数あったことから「生協は情報を隠蔽していた」とのうがった報道が一部でなされたが、組合員や、何より現場の職員がこうしたことに惑わされないためにも、これらのことは重要といえる。

（2）今こそ生協は、本気で組織運営改革をおこなわなければならない

日本生協連第 58 回通常総会では、「コープ商品の再構築をすすめ、生協事業への信頼を再形成するために、経営資源を集中的につぎ込み、何よりも優先して」取り組むことが日本生協連の方針として確認された。具体的には開発、苦情処理を含む品質保証体系の抜本的な見直し、危機管理対応への改革、などである。

一方、この間全国の単協では、組合員からの意見･要望の聞き取り、タウンミーティングの実施などによって、多数の組合員の率直な声が寄せられている。これらを踏まえて、一例を挙げると、ちばコープでは、「ちばコープの食の安全･安心への信頼回復に向けた取り組み」(タウンミーティング資料より抜粋)として、「組合員や県民、社会に対するメッセージの発信」「農協や県とともに食の安全･安心、地域生産者との交流の推進」「食の安全･安心や日本の食糧･農業についてのタウンミーティングの実施などの、学び･交流する場の計画」「食育の推進」といった具体的な取り組みの方針が各地で立てられている。

今回問われたのはコープ商品はもとより、生協そのものの信頼の失墜である。コープ商品の安全・安心を確保するための対応と資源投下は重要である。しかしあわせて「事業の信頼回復」にとどまらない生協のあり方、組織運営全般にわたる見直しも必要なのではないか。単協では先述のちばコープのように、組合員への「公開」と「参加」を軸とした生協の信頼回復への対応をおこなおうとしている。全国連合会として、そのことを推進し、サポートする方針が見当たらないことは残念である。

（3）今こそ組合員視点での「生協改革」を

生協が組合員・消費者の信頼を得るためには、組合員の声に寄り添い、出資・利用・参加という組合員活動、生協運動の原則に立ち返った運営が求められている。大手量販やメーカーでは、食の安心・安全を確保するとりくみとして、産地の囲い込みや総合商社などと連携した商品開発などがすすめられているが、生協はこうした、いわゆる「上からかぶせる」形のとりくみに追従する必要はなく、むしろ組合員視点に立った取り組みが必要である。

２.「安心･安全」を求める社会的な事業体としての一般的な責務

生協は、食を中心に消費者、組合員に対して事業をおこなっている事業体である。

事業体として第一義的に優先されるのは「安全な商品の供給」である。このことは「営利企業」であれ「非営利団体」であれ、社会的に事業をおこなっている組織（社会的存在）としては当然の責務である。2 月 29 日に行われた日本生協連と生協労連中執との懇談会においても、日本生協連の矢野専務はコープ商品のあり方として「安全ということは条件。その上で価格と品質、そのうえでおいしさ」であるとして「値段は上がっても国産がいいという商品があることは、そういう方針があればそれでいい。しかし、安価であっても安全でなくてはならない。輸入品だから、安いから、といって安全を無視したことはしないし、高いものは安全ということでもない。」と述べている通り、検査体制や品質保証体制をこの間充実させてきたことは事実である。

しかしながらそのような中においても今回は、生協で販売されたコープ商品により重篤な健康被害を発生させてしまった点において、結果的にそのことがないがしろにされてしまった。まずは、二度と同様な事件を発生させないとの決意と、そのための具体的な対策が必要であることは言うまでもないことである。第三者委員会を受けての具体化が急がれる。あわせて、ＣＳＲ、コンプライアンス経営の遵守を徹底することは当然のことである。

３．生協が社会的責任を果たす上での３つの視点

生協は、今や 2 千万人を超える組合員を超える社会的存在となっている。このことから生じる社会的責任と役割の重さを自覚しなければならない。

その責任とは、①協同組合としての責任、②2 千万組合員を抱える日本最大の消費者団体であり、またＩＣＡ[注②]（国際協同組合同盟）の一員であることの責任、③総供給高 3 兆 4 千億円、食品販売シェア 5%を持つ一大流通グループとしての責任、に分けられる。ちなみにこれらはいずれも日本の生協の合計の数値である。今回の事件はマスコミも含め社会的にはそれぞれの単協や事業連合ではなく「ひとつの『生協』」と捉えられたことも特徴的であった。このためこの項では総体としての『生協』の責任について述べたい。

なお、生協政策委員会は昨年の提言で「格差と貧困の広がりのもとで協同組合への期待は大きい。その具体的期待に応えること、生協の理念やビジョン実現に向けてのとりくみが生協の事業と運動に真に結びついたときこそ、生協の今日的な価値、新しい発展の可能性を生み出す道である」（「提言１」）と指摘した。組合員と労働者の願いや期待に応えるためにも、こうした方向での議論と具体化がきわめて重要となっているといえよう。

以下、それぞれの立場としての責任について述べる。

（1）協同組合としての責任、ＩＣＡの一員としての責任
～協同組合の価値、生協の 21 世紀理念を具体化するものとなっているか～

1995 年にＩＣＡは、「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」をマンチェスター大会において確認した。その中で「協同組合の価値」について、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする」と規定され、実践への指針として 7 つの原則が確認された。日本生協連はこれを受けて、1997 年の日本生協連総会において「自立した市民の協同の力で人間らしいくらしの創造と持続可能な社会の実現を」との生協の 21 世紀理念を、全国の生協の総意として確定した。生協の事業と運動は、これらの理念を具体化するものでなければならない。

一方で、90 年後半期における事業的困難に陥る中で、「人件費構造改革」の名のもとに、全体としては経営偏重、コスト管理を最重点とする政策に転換していったことは否めない事実である。このことが今回の事件の遠因となったかどうかについては丁寧な分析が必要ではあるが、少なくともかつて「生協は民主主義の学校」と言われたような、生協やコープ商品についての学習、対話の場は、業務効率重視の政策と職員の労働実態悪化によって相対的に減少していたことはひとつの要因と言えよう。

生協はいままで「生協だから安心」と言われてきた。そのことは生協の公正さ、まじめさ、透明性、人間関係によって歴史的に積み重ねられてきた信頼に基づく安心感であった。

一方で同様に「生協で扱う商品は安全」とも言われてきたが、前述の懇談会において矢野専務が「自らの神話で、自らの首を絞めていた」と発言していた通り、「安全である」ことの根拠は、世の中も、組合員も、そして生協理事会も職員も（労働組合も）、科学的裏づけのないいわゆる「生協神話」を根拠にしていたように思われる。「神話」を捨て去り、「生協はどこまでの範囲で安全を担保することができるか」ということも明らかにした上で、「生協は○○だから安全」（これまではこの「○○だから」の部分を科学的に述べることを放棄してしまっていたのではないか）ということを述べることができなければ「食の安全」に対する生協の信頼回復は困難であろう（単なる「中国産排除･国産回帰」は、安心は得られるが、科学的な安全の担保にはなっていない）。

（2）2 千万組合員を抱える消費者団体としての責任
～消費者の「参加」を促進し、その権利を高めるための運動を～

繰り返しとなるが、事業体としての生協の社会的な役割は、コープ商品、あるいは生協で販売する商品の安全を確保し、自信を持って組合員に届けられることである。しかしながら規制緩和などによりあらゆる分野での「安全・安心」が崩壊しつつあるのが、今の日本の現状である。

これを確保するために、例えば水際検査体制の強化や、食料自給、国内農業の問題など、一企業・事業体で解決できることとできないことを整理し、そのことを発信しできないことは国や行政に求めていくこと、つまり「日本の食の安全」をはかるための国の政策への主体的な関与をおこなっていくことは、消費者団体たる生協の重要な社会的役割のひとつであろう。

また、広く消費者の「参加」を促し権利意識を高め、自覚的な消費者を育てることも生協の重要な責務である。

消費者の権利に関してはもともと 1962 年に故ケネディ米大統領が「消費者の権利

保護に関する大統領特別教書」として、①安全を求める権利、②知らされる権利、③選ぶ権利、④意見を聞いてもらう権利、の４つの権利をまとめたものが最初であり、世界各国の消費者行政の基本理念になったといわれている。1970 年代には⑤消費者教育を受ける権利、が付け加えられ、その後国際的な消費者団体である国際消費者機構（ＣＩ）[注③]は 1983 年に「消費者の 8 つの権利と 5 つの責務」を提唱した。

「『消費者の責務』とは、消費という行動そのものが環境や社会に対し、いかに大きな影響力があるかを(消費者自身が)自覚し、適切な権利を行使すること自体が消費者の責任であることを示している。つまり、「権利の上に眠るもの」であってはならないということであり、権利を行使することによってはじめて食の安全や、健康な生活が達成でき、消費にふさわしい製品やサービスの品質が確保できるということなのだ」「権利を行使することは消費者の責任であり、商品の安全性を高め、環境に配慮した商品を増やしていく近道である。消費者の権利行使のあり方によっては、安全性が軽視されたり、環境汚染を拡大したりもする。消費者の権利行使は、何よりも消費者にとって自分を守る最大のセキュリティである」（日経ＢＰ社ＨＰ 徳江倫明氏コラムより抜粋)。つまり、安全な商品の確保のためには、消費者の参加(権利行使)が不可欠であるということがいえる。

一方、日本ではようやく 2004 年に「消費者基本法」[注④]が改定されたが、行政はもとより、生協を含む消費者団体の取り組みは不十分であったと思われる。

日本生協連の第 58 回通常総会議案書には、福田内閣の「生活安心プロジェクト」などに対して、消費者、生活者重視の政策となるよう具体的対応をおこなっていくことなどが方針として掲げられているが、本質的に、また総合的に消費者のために実効性のあるものとなるのかどうか、検証が必要である。

（3）総供給高 3 兆 4 千億円、食品販売シェア 5%を持つ流通グループとしての責任

～国際的基準を率先して遵守しつつ、それを国内標準とするイニシアチブを～

世界的にグローバル経済が進行しており、この流れを止めることは不可能である。問題なのは、日本においてそのことが無秩序に進行している、ということである。

国連は国際的な基準として「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」からなる 10 の原則をまとめた「グローバル・コンパクト（ＧＣ)」[注⑤]を 2000 年に発足させた。これは持続可能な世界（グローバル経済）をめざすため、企業に集団行動を通じて責任ある企業市民として向上することを求めたものであり、現在世界中の 1300 を超える企業が参加している。しかしながら日本の流通業界においてはイオングループが唯一参加しているのみというのが実情である。同様に国際的な労働市場での基本的な労働者の人権の保護に関する規範を定めた世界的な規格として「ＳＡ８０００」[注⑥]があるが、これについても国内流通業における取得はイオングループのみである。

国内最大の小売グループが取得しているそのことを前向きにとらえるならば、日本の流通業界を無法との競争･競合でなく、グローバルなルールにのっとった公正な競争を目指し「世界標準を国内標準にする」ことは今こそチャンスである。イタリア生協連は、社会的責任とグローバル経済化の安全確保のために、1998 年にＳＡ8000 の認証を受け、2002 年からはコープ商品だけでなく全ての取引先に適用している。日本国内における大きな流通グループのひとつである生協は、ＧＣやＳＡ８０００といった国際的な基準を率先して遵守することが求められる。その上で、国内企業のスタンダードとなるべく業界団体などに働きかけていくことも責務のひとつとして求め

られるであろう。またこのことは日本最大の消費者団体として、また世界有数の協同組合グループとしても、本来率先して実践せねばならぬ立場にあったのではないか。「生協らしさ」「生協ならでは」は、この２つの社会的立場にあるからこそあるのではないだろうか。

４．「農業」と「食」についての日本生協連の考え方の再構築も求められる

今回の事件では改めて社会的にも、また生協組合員からも「農業」と「食」について生協の考え方が問われている。多くの組合員からも日本の食糧自給率 39%を問題視し、食糧自給率のアップに生協が役割を果たすべきとの意見が出されている。農業問題についてはこの間日本生協連は 1998 年と 2005 年にそれぞれ政策提言を発表しているが、この間内外から出されている意見、提言も踏まえて見直し、再検討をおこなう時期に来ているといえる。特に日本の農業をめぐる劣悪な状況を、消費者の立場からどう捉え、持続可能な農業を阻害するものは何か、どうすれば変えることができるのか、そのために生協の果たすべき役割は何か、ということについて議論されるべきであろう。

「食」については生協においても「食育」をテーマにここ数年重点的に取り組みがされている。餃子事件を契機に、単なるプロモーションにとどまらない、「消費者力」の向上にも繋げるような運動としての取り組みに発展させていくことが求められているのではないか。

５．10 万人直雇用労働者(委託･派遣などを加えると更に多くの労働者)を抱える使用者としての責任も果たすべき

一方、生協は働くものへの「公開」と「参加」も進めるべきであろう。事件後、多くの単組が労組員へのヒアリングやアンケートをおこない、実態や思いなどが明らかになった。その多くに共通していたことは、「情報伝達の不備（職場内コミュニケーションの欠如も含む)」「組合員に対して職員が自信を持って語ることができない（不確信)」「心身の疲労」などであった。

職員に対する情報伝達や業務指示に関しては、牛肉コロッケ事件の際にも組合員からの問い合わせや苦情に対して職員がまともに答えられないなどの指摘がされていたが、その教訓が生かされず、結果、担当職員がメンタル疾患に陥るなどの状況も出されている。

事業体として社会に責任を持てる組織であるために、その体制を確立させることは使用者としての責務である。そのためにも誇りと展望を持って働ける職員を教育し育成しなければならない。

また、そもそも忙しくて職員自身が生協を利用できない状態になっていないか。自分の働いている生協やコープ商品に自信がもてるか。おかしいことは「おかしい」と、キチンとモノの言える職場になっているか。職員の健康へのフォローはできているか。こうしたことは日常的な業務の問題として、そうした働き方を見直す時期に来ている。誇りを持ってイキイキと働き続けられる組織風土づくりと、職員自身が「生活者」「地域の一員」になれる労働環境の改善が必要なのではないか。こうしたことの実現もまた、地域の信頼となりうる。生協はそのための組織風土改革をおこなうべきである。

すでに全国の生協を合わせると、直雇用者１０万人、委託や派遣労働者を含めると更に多数の労働者が生協に従事する社会的存在となっている。このことを重く受け止め、労働環境の改善を含め、労働の分野でも社会をリードする存在になることも、広く消費者のくらしを守り持続可能な社会の実現をめざす生活協同組合の社会的責務

であるといえよう。

６．取り組みをおこなうにあたって留意すべき事項

（１）安易な「チャイナフリー」はすべきではない

生協のなかには「中国産品を排除し、国産品のみの取り扱いに変更する」という動きが生れている。このことは、当面の組合員（消費者）の安心は得られても、実は科学的に見れば安全の担保にはなっていない。また、現時点で圧倒的多くの食料を外国に依存しているという点（この間、政府の施策によって日本国内では農産物は作らせないという政策があったにしろ）などを考えれば、持続可能な政策かどうかも問われている。総合的なとりくみが重要となっている。

（２）「低価格」と「安全」は二律背反ではない

コープ商品開発における「低価格志向」「経済合理性の追求」が今回の問題の一因であり、政策転換をしなければならないとの指摘もされるが、商品開発において、ＳＣＭ（サプライチェーンマネジメント）[注⑦]による製造から流通までの過程における全体最適を構築しながら経済合理性を追求することと、その結果として低価格が実現できること自体は、むしろ積極的に進めていかなければならないことであろう。「貧困と格差」が生協組合員のくらしを含めて襲っている事態や原油や穀物の価格上昇による物価上昇から組合員のくらしに貢献することを考えればなおさらである。

ただ、すべての過程の中に、上述したＧＣやＳＡ８０００などの国際的な基準を取り入れた上での差別化（差異化）競争がなされるべきであることは言うまでもない。

【３】労働組合が主体的に取り組む課題として

１．「モノの言える職場」をつくることから

現場労働者はこれらの事件･事故が発生するたびごとに情報収集、組合員への告知・対応、さらには餃子事件以降取り上げられることの多くなったマスコミ対応に忙殺されているのが現状である。餃子事件を契機として、単協もしくは事業連合本部からの情報発信や指示は迅速になり、現場においても混乱は少なくなっているようには見受けられるが、丁寧な対応をするためにも労働者の心身にかかる負担を取り除くことが特に求められている。

事故米の事件は内部告発が発端であった。ミートホープ事件のときもそうだったが、組織的な偽装にかかわった会社のほとんどのケースで、経営者のワンマン体質とともに、労働者がモノを言えない職場であることが明らかになっており、それが今も変わっていないことが示されている。働くものの人権が守られ、モノがいえる職場となる、ということは、労働者による健全なチェック機能が働くため、偽装などをその企業・組織に生み出さない風土を作ることができる。そうして誇りを持って働き続けられる社会と職場をつくるためにも、労働組合が経営に対する牽制機能を発揮できるかどうかにかかっているとも言える。

２．食と流通を専門に扱う職員集団としての、高い専門性の構築が求められる

かつての「生協の２つの専門性」とは違う、職業としての高い専門性を身に着けるための教育の充実が問われている。検査、管理などの専門集団の育成はもちろんのこと、一人ひとりの労働者が商品などの説明責任を果たせる高い専門性が求められてい

るといえよう。同時に、様々な雇用形態の労働者が「食と流通」に関わる中、そうした労働者の問題もクローズアップされてきた。この問題も重要である。

３．「安全の確立」と労働組合の役割

規制緩和などによりあらゆる分野での「安全・安心」が崩壊しつつあるのが、今の日本の現状である。「食の安全」もその一環と捉えるべきであろう。産業の「安全・安心」の確立に向けての労働組合の果たすべき役割は大きい。そうした視点からも生協労連のとりくみや政策の不充分さの指摘もされている。

商業・流通分野（生協の場合は生産、流通、販売、消費のあらゆる分野を含む）に責任を負う労働組合、労働者としての役割と責任をあらためて自覚し、確認していく必要がある。特に、これからの視点としては「食の安全」の確立に向けての労働者の参加のあり方や関わり方が大きな課題となる。

４．すべての過程における労働の公平さを求めるたたかいへ

「食の安全の確保」は、相手国の「持続可能な発展」を伴わない限り実現できない。つまり、自社のみでなく、生産･流通過程の全てにおける「労働過程の公正さ」を確保すること、このことこそが安全な商品を確保するためには不可欠なことである。

国内であれ、海外であれ、生産と流通の過程、すなわち「労働の過程」が見えるということは、消費者の安心に繋がるとともに、安全を阻害するリスクを軽減もさせる。

その透明性の確保は、いわゆる「作っている人の顔が見える」ことと同義である（主に農作物のパッケージにあるような、単に生産者の顔写真や名前がわかる、というレベルではない。顔や名前が分かったからといって、その人がどういう生産をしているかは、実はわからない)。実際の過程を見るわけだから、安全の確保にも結びつく。

全世界的な視野での労働過程におけるディーセント・ワークの確立をめざすためにも、あらゆる段階の労働者の団結と連帯が不可欠である。労働者レベルの対話・交流の促進を進めなければならない。あらゆる声に耳を傾けながら、組織拡大･強化を行っていくことが決定的に重要である。私たち労働者の声を大きく、力を強くしていくことである。今まさに世界中の労働者が連帯し、団結しなければならない時代になっている。

５．見えてきたディーセント・ワークの重要性

生協労連は第 5 次中計で「ディーセント･ワーク」の実現を中心的な柱に据えたが、その先駆性がますます明らかとなっている。

「ディーセント・ワーク」は、「働く人々と家族が健康で安全な生活を送ることができ、子どもたちが学校へ行き、安心した老後が送れる仕事です。適正な収入を得られることはもとよりのこと、働く人々の権利が守られ、社会的対話に参加できる、そういう仕事。それを人々が得ること」（生協労連 2008 年春闘方針）であるが、これがグローバルに実現されることが肝要である。

餃子事件でも中国の労働者の雇用や労働条件などの問題が大きく取り沙汰されたが、安価な商品の背景には人間らしい生活もできないような低賃金で働く労働者に依存していることも事実である。こうしたことにも目を向け、情報の公開をいっそう強めながら、フェアトレードのとりくみを強化していく必要があろう。

６．今後労働組合としても深めていかなければならない視点

（１）農業と環境の観点から

自給率の問題は地球環境にも影響を及ぼすことが明らかになっている。日本学術会議は、飼料の輸入依存は、穀物のバイオエネルギー化、経済発展国の飼料輸入の増大、異常気象による不作によって、将来も確保できるかどうかが心配されているのに加えて、家畜飼養と作物生産を乖離させる結果、畜糞の堆肥化という資源循環を妨げ、農村地域の衰退だけでなく、動物や水質など環境へ悪影響を与える窒素の過剰な蓄積を招く恐れがあることも指摘し、同会議では 2007 年に、食料や飼料の自給率向上によって循環型社会の構築を目指すべきだとする提言をまとめている。

またこの間の議論のなかでも、組合員・消費者の中でも「地産地消（地域生産地域消費）」を求める声は大きい。「地産地消」は、このことですべての食糧をまかなうことは困難であるものの、地域での経済効果も大きいこともさることながら、流通過程の短縮による農薬使用やガソリンなどのエネルギーの削減に繋がるなど、環境負荷軽減のメリットがある。また、生産と消費がその地域内で完結することから、顔が見えやすい（＝ウソをつきにくい）ので安心感が確保されるというメリットもあるため、効果的に活用されるべきである。~~（~~ただし地産地消それ自体は「安全」の確保の担保にはなりえないことに留意する必要がある~~）~~。

（2）労働と環境の観点から

ＩＬＯは 2007 年に「グリーン･ジョブ（環境にやさしい雇用）構想」という、新しい概念を提起した。これはディーセント・ワークに環境への配慮という視点も組み込み、雇用機会を生み出し、収入、貧困の削減を実現しようというものである。労働組合としても、労働と環境の融合について検討をはじめることが求められつつある。

コンビニエンスストアなどの深夜営業にたいし、規制や自粛を求める自治体が相次いでいる。気球温暖化対策が背景となっているが、今の日本における「24 時間、365 日型社会」の歪みを見直す動きとして注目される。「24 時間、365 日型社会」は単に利用者（消費者）の利便性のみで語られるべきものではない。流通･小売の現場のみならず、食品の製造現場の構造とそこで働く労働者の生活と健康に影響を及ぼすことを留意しなければならない。とりわけ農水産といった現場において、自然の摂理を捻じ曲げた生産を消費者の都合によって強要されることは「食」「環境（自然）」「労働」のどの観点からも、もう改められなければならない時期に来ている。

Ⅴ．具体的な今後の進め方について

【1】生協労連としての今後の進め方

1．2009 年春闘に向けた当面の進め方について

・「食糧自給率アップ」を求める署名のとりくみの提起
・「『食の安全』を考えるシンポジウム」報告書の発行とこの「たたき台」をベースにした議論の継続
・日生協との懇談、情報交換の継続（2 月に中執と日生協の懇談実施）
・食健連・農民連など、各団体・組織との交流・懇談
・港湾調査などの具体化（2 月を予定）

2．中長期的な政策づくりに向けて

・政策委員会での政策検討
・次期中計作りに向け、中計委員会の立ち上げと論議の開始

・あわせて、中執会議での継続的な論議

【2】地連･単組の取り組み

・労使間の協議。必要な労使共同のとりくみの追求。
・同じ産業の労働者、生産者との交流
・労組内での学習と対話の推進。国の政策に対する意見の取りまとめ。

なお、地連、単組でのとりくみについては、書記局への集約をお願いするとともに、都度取りまとめて報告することとしていきたい。